

平成27年度第3回北区総合教育会議 議事録

日 時：平成27年12月15日（火）午前10時59分～午前11時59分

場 所：東京都北区第1庁舎 4階 第二委員会室

1 開 会

2 会議事項

- (1) 組織改正を踏まえた平成28年度北区教育施策について
- (2) 認定こども園について
- (3) その他

3 閉 会

出席者 花川與惣太区長 清正 浩靖教育長 森岡 謙二委員
 森下 淑子委員 加藤 和宣委員 檜垣 昌子委員
 嶋谷 珠美委員

関係理事者

依田政策経営部長 栗原子ども家庭部長 田草川教育委員会事務局次長
木村学校適正配置担当部長 長沼子育て支援課長
茅根学校地域連携担当課長 難波教育指導課長
浅香教育委員会事務局副参事（教育改革・教育支援担当）
堀田生涯学習・スポーツ振興課長 坪井スポーツ施策推進担当課長
松村東京オリンピック・パラリンピック担当課長
山本中央図書館長 関谷学校適正配置担当課長
登利谷教育政策課長（参事）

議事内容

○依田政策経営部長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回北区総合教育会議を開会させていただきます。私は進行を務めさせていただきます政策経営部長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに花川区長より挨拶をお願いいたします。

○花川区長

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日は第3回の総合教育会議ということで、教育委員の皆様方には年末の大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。前回第2回目は、大綱の策定について議論をし、北区教育大綱を策定することができました。また、いじめの根絶に向けた取り組み等について、皆様と率直な意見交換を行い、有意義な議論をすることができました。

さて、先日の区議会第4回定例会において、議会の同意を得て、12月7日に清正教育長を、新教育長に任命をさせていただきました。今回は、清正教育長になって初めての総合教育会議ですので、ここで清正教育長に挨拶をお願いしたいと思います。

○清正教育長

おはようございます。ただいま区長さんからありましたけれども、12月7日付で教育長を拝命いたしました清正です。改めまして、よろしくお願いいたします。

私の教育に対する基本的な考え方についてですが、教育先進都市・北区の実現に向けた、これまでの取り組みを継承して、さらに充実、発展させていきたいということです。

この3月に、まなび・ささえ・つなぐを三つの視点とした教育ビジョン2015を策定して、このビジョンに基づいて、さまざまな施策を積極的に展開しています。今後も、この総合教育会議を初め、区長部局との連携を十分に図りながら、教育先進都市・北区を、より確かなものと実感できるように、北区の教育行政の推進に全力で取り組んでいく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○花川区長

ありがとうございました。今後とも、当会議も含め、清正新教育長を初め、教育委員会と区長部局のさらなる連携の強化に努めてまいりたいと思います。

○依田政策経営部長

ありがとうございました。会議事項に入ります前に、配付資料の確認を事務局からさせていただきます。

○登利谷教育政策課長（参事）

事務局です。それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、最初に本日の第3回北区総合教育会議の次第がございます。次に、構成員の名

簿をお配りさせていただいています。それから、本日の配席図。それから、資料関係でございます。最初に、組織改正に関する資料、組織条例の一部改正等について、裏表と、また新旧対照表、組織関係の資料をおつけしております。別紙でございます。それから、平成29年度にモデル開設する認定こども園についてという資料でございます。

以上でございますが、何か不足のある方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○依田政策経営部長

それでは、さっそく会議事項に入りたいと存じます。申しわけありませんが、座って進行させていただきます。

では、会議事項の（1）組織改正を踏まえた平成28年度北区教育施策について、まず区長から説明をお願いします。

○花川区長

今年度も残すところ、あと3カ月ほどになります。区としては、事業の検証等とともに、来年度に向けてさまざまな準備に着手しているところです。

平成28年度の教育施策に関して、大きなものとして平成27年区議会第4回定例会で可決いただいた内容ですが、組織改正があります。子育てするなら北区が一番と、教育先進都市・北区を、より確かなものとするべく、子育てと教育の両部門の連携を強化し、放課後子ども総合プランを初めとする子ども、親、家庭、地域、学校に関する施策を効果的、効率的に展開できるようにすること。また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、集中的、効果的にスポーツ施策を推進するとともに、その取り組みを地域のきずなづくりにつなげることができるようにするという理由から、今回の改正を行うこととしました。教育部門と子育て部門、スポーツ施策と地域のきずなづくりの連携などを一層強化することを主眼に置いた組織改正です。本日は、組織改正を中心に教育委員会事務局次長から、来年度の北区の教育施策について説明がありますので、その後にご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○依田政策経営部長

それでは、田草川教育委員会事務局次長より、説明をお願いします。

○田草川教育委員会事務局次長

それでは、ご説明申し上げます。初めに、今回の組織改正の概要を確認の意味で簡単にご説明をさせていただきます。

お手元の資料、東京都北区組織条例の一部改正等についてをごらんください。組織改正の基本的な考え方は、ただいまも説明がございましたが、1にお示しのとおりでございます。

2の改正内容ですが、それは3に示しております新旧対照表、別紙でA3判のものがあるかと思っております。そちらをごらんいただければと思います。なお各部、課の名称等に

については、現在まだ検討の最中で、今後変更となる可能性がございますので、よろしくお願いたします。

初めに、子育てに関する行政と教育行政を一体的に推進するため、表の右側の中ほどにございますが、子ども家庭部を教育委員会事務局に、左側に移行いたします。そして、新たに名称を子ども未来部といたします。これに伴いまして、教育委員会事務局の次長制を廃止いたしまして、新たに教育振興部を設置いたしまして、教育委員会事務局はこれによりまして、2部制プラス1担当部という形の組織になります。

また、放課後子ども総合プランにつきましては、子ども未来部が所管することといたしまして、放課後子ども総合プラン推進担当副参事を未来部のほうに新設いたします。また、そのほかの課につきましては、一部整理をさせていただいて、課の名称等の変更をしているところでございます。これが大きな1点目でございます。

続きまして、スポーツの部門でございます。学校体育を除くスポーツに関する事務につきまして、教育委員会事務局から区長部局の地域振興部へ移行いたします。網掛けとなっている部分の下のほうでございますが、生涯学習スポーツ振興課のスポーツ振興の部分、それから、その下の三つの課長、副参事につきまして、左上のほうへ移行という形で、図ではお示しをさせていただいております。

また、教育振興部に残ります生涯学習につきましては、学校地域連携担当課の放課後子ども総合プランに関する事務を除く部分、ここと合体をいたしまして、生涯学習・学校地域連携課をここに新設いたします。また、教育改革・教育支援担当の副参事を廃止いたしまして、特別支援を主に担当いたします教育支援担当課長を新設するという形になります。これが、今回の組織改正の具体的な内容でございます。

続きまして、東京都北区組織条例の一部改正等についての資料の裏側でございます。こちらに今回の組織改正に必要な手続及び条例等につきまして、根拠となるものにつきましてお示しさせていただいておりますが、これ区長の、そして教育委員会の権限、責任の範囲に関係しますので、こちらを簡単にご説明させていただきます。

今回の組織改正で、本来区長が所管する子育てに関する事務等を教育委員会が所管することになります。また、教育委員会が所管するスポーツに関する事務を区長が所管するという形になります。その法的な根拠でございますが、初めに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条です。その2行目以降、条例の定めるところによりまして、地方公共団体の長、すなわち区長は、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれかまたは全てを管理し、及び執行することができるという規定がございます。これに基づきまして、その下にあります第一号にスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）という部分がございますが、この規定に基づきまして、スポーツに関する事務を地域振興部に移行いたします。この際、区長の権限と責任という形になりまして、教育委員会からは、こちらがなくなるという形になります。

次に、地方自治法第180条の2です。こちら、ちょっと条文の構成が少し複雑でございますけれども、やはり地方公共団体の長、これは区長でございますが、その権限に属する一部を地方公共団体の委員会、教育委員会もこの一つとなります、に委任またはその職員に補助執行させることができるという規定がございます。この規定によりまして、子育てに関する事務を教育委員会が委任されるか、もしくは教育委員会事務局の職

員に区長から直接補助執行の命を下して、そしてそれを執行するという、この二つのケースが出てまいります。今回の組織改正におきまして、子育てに関する事務の大部分は委任として、教育委員会の権限と責任で行うこととなります。この権限が委譲されない補助執行の部分ですが、こちらにつきましては児童手当を初めとする各種の手当の支給、それから、子ども医療費の関係でございますが、医療費助成。そして、男女共同参画の推進に必要な事務、こちらにつきましては、教育委員会事務局の職員が執行はいたしますけれども、最終的な権限と責任は区長のままという形になります。

同じく、その下でございますが、地方自治法第180条の7、これは今のお話とは逆に、教育委員会が区長部局へ委任、もしくは補助執行できるという、そういう内容の条文でございます。今回の組織改正で、本条文の委任に該当するものはないものと今のところは考えております。学校の施設の利用等につきまして、教育委員会の命を受けた形で区長部局に所属する職員が補助執行するといった部分が若干残るということとなります。補助執行する部分は、かなり範囲が狭いということでございますが、一部があるということ、ちょっと念頭に置いていただければと思います。

以上、組織改正の概要と根拠について、ご説明を申し上げました。本改正によりまして、子育て及び教育の分野につきましては、行政の一体化を図ることによりまして、縦割りの弊害や二重行政的な無駄を省くとともに、家庭、学校、地域との連携を一層強化いたしまして、0歳から小中学校、さらには青年期まで一貫した教育、保育、健全育成を実現し、これによりまして、子育てするなら北区が一番、そして教育先進都市・北区に向けて、関連諸施策を強力に推し進めることができるものと期待しております。また、スポーツの分野につきましても、先ほどのご説明にもございましたが、地域のきずなづくりや健康づくり、さらにはハード整備を伴うまちづくりなどと関連して、一体的な推進を図って、区民一人ひとりが主体的にスポーツに親しむことができる地域づくり、またトップアスリートのまち・北区を一層推進できるものではないかと考えております。つきましては、今回の組織改正の趣旨を今後の行政に十分反映できるよう、子育て、教育の分野につきましては、事務の見直しや執行方法の改善を図り、より一層効果的、効率的な事務執行を務めるとともに、家庭や地域への働きかけを強化いたしまして、全区的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、スポーツ分野については、学校体育とスポーツ施策との連携協力が弱体化することのないように、またさらには、これを契機としてもっと充実できるように、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツ振興に教育委員会としても十分積極的に関与していきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議賜りますよう、お願い申し上げます。

○依田政策経営部長

それでは、まず意見交換の前に、ただいまの説明について何かご質問等はございますでしょうか。

○加藤委員

すみません。地区委員会のことについて、今の次長さんのお話ですと、教育委員会に

属する形になりますよね。そうすると、今までは、例えば青少年問題協議会を初め、各地区の協議会、そして地区委員会というような形の組織があって、それは幹事としては地域振興室長が幹事をやって、そして各自治会から会長さん方を理事にしたり、校長先生を理事にしたりという形の組織ができていたわけですが、今後について、その区長さんの方からの委任とといいますか、委嘱というような形のものが、今度は教育委員会からの委嘱なり委任なりに変わるのでしょうか。その辺を、ちょっと教えていただきたい。

○田草川教育委員会事務局次長

私のほうからご説明さしあげます。まず地区委員会の関係でございますが、基本的には区長が法律で青少年問題協議会の会長となっております。ですので、この部分は変えられませんので、これまでのやり方と、ほぼ同じというふうに考えております。

具体的に委嘱状につきましては、今の青少年問題協議会の会長名、そしてその隣に区長名をしていると思いますが、その形での委嘱を今のところは考えてございます。ですので、先ほどの例からいきまして、もうちょっと精査をしなければいけないんですが、基本的に補助執行にかなり近いものであるというふうに考えているところでございます。

○加藤委員

わかりました。

○依田政策経営部長

それでは、意見交換をお願いしたいと存じます。初めに、森下教育委員からお願いいたします。

○森下委員

第一番目ということで、考えを述べさせていただきます。まず、私は今回の組織改正というものが、先ほど来、出ております教育先進都市・北区、あるいは教育ビジョン2015等の実現、そして発展、充実をする上で、大変意義深いものと捉えております。賛成という観点で、私の感じておりますことや考えをお話しさせていただきたいというふうに思います。

まず、教育ビジョン2015の前の教育ビジョン2010ということから、教育という観点で私はちょっと述べたいなというふうに思っております。当時から、また今回の2015に至りましても、全て子どもたちが生きる力を育てていくために、質の高い教育を提供していこうという基本的な姿勢は、全く変わっておりません。この質の高い教育を提供するという、その質の高さというものに関して、私は質というものを教育の内容、中身と、それから発達段階における質、その発達における質ということと、両面を捉えているわけなんです。従来は、教育ビジョン2010、あるいは2015もそうですけれども、2010の場合は家庭、地域の教育力の向上というところを重点的に唱えながら、子ども家庭部と、それから教育委員会の事務局とで横断するプロジェクトを組んで、事業を進めていくというふうなうたわれておりました。やはり横断となります

と、先ほど次長の説明にもありましたけれども、組織が縦割りであったり、あるいは二重行政であったりということで、なかなか大変な部分があったと思うんですが、そんな中でも、昨日も幼P連の方々との就学前教育についての教育懇談会がありましたが、北区の場合は大変充実した事業を進めてまいりました。それが今回の改正で、子ども家庭部、子ども未来部という仮称でしょうか、子ども未来部が教育委員会事務局のほうに入ってきて、一緒にしたということは、やはりより効果を高めるという意味ですばらしいことだなというふうに思って、大賛成であります。

それから、今回の教育ビジョン2015の中で、まなび・ささえ・つなぐというキーワードがありますけれども、それが事業の中でも学校教育の充実ということで、0歳からの育ち・学びを支えるという新規の事業を取り組みの方向の中でうたってございます。そういう意味では、0歳からの育ちということで、切れ目のない教育、あるいは成長、学びをつないでいくという点で、この新規に上げた項目も、内容が深いものであるというふうに思うんですけども、その中でも事業としましては、子どもたちの育つ姿（家庭版）の作成をし、配付するという点なども具体的にございます。それは、子育て福袋の中に入れて配付すると。母子健康手帳を配付するときに、同時に交付するという点で、まさに0歳、それ以前からの教育がつながっているという点で、大変これからの教育先進都市・北区、また子育てするなら北区が一番という教育の内容等の充実について、意義あることだというふうに思っております。そういう点で、まず切れ目のない教育が、これから先、提供できるという点で子ども子育て部と一緒に入ってきて、そして教育を進めていくという点で、今教育の面だけでございましたけれども、この改正は大変意義深いと捉えております。

以上です。

○依田政策経営部長

ありがとうございました。次に、森岡教育委員からお願いいたします。

○森岡委員

それでは、2番手ですけれども、教育委員の森岡でございます。

組織改正を踏まえましての平成28年度北区教育施策について、お話をさせていただきますが、私は生涯学習に自分自身の立場を踏まえまして話になります。少し個人的な内容になりますが、許してください。

私は現在、公益社団法人二科会の会員、評議員として毎年、二科展に出品させていただいています。かつ展覧会の審査員をしております。私、高校二年生の17歳のときに二科展に入選して、現在までに至っておりますが、大変俗っぽい話になって申しわけないんですけども、二科の会員になるには大変なんですよね。もちろん作品のオリジナル性、そういったものの主張、そして本当に運がないと会員になれないと思っております。入選し、賞を取り、会友になり、会友賞を取って、初めて会員に挑戦できる、そういうようなシステムになっているんですけども、私は会友の時期が大変長かったので、一時、二科展に行くと嫌気がさした時期がありました。そういう姿を私の父が見ていたんですけども、そのとき、こんなような会話のやりとりがあったんです。謙二って私なん

ですけれども、謙二ね、高齢者になるとわかると思うが、自分で年を取っている、やれる仕事を持っているということは、どんなにすばらしいことか、今にわかるときが来るとい話ですね。その話、私は聞いたんですけど、心の中では絵を描くの大変なんだから、おやじわからないななんて思っていたんですけども、父親は話を続けて、おまえは何のために絵を描いているんだと、絵が好きなんだろうと言うんですね。もうそれだけでいいんじゃないのかと言われたのは、ちょっと私にとってはショックだったんですね。そして、自分のために描くことが大切だということが、本当に後になってわかってくるんですけども、その話を踏まえまして、その年、二科展の作品、自分の考えを率直に画面にあらわしました。第一に感動を伝えること。二番目に、自分に対する影響の表現や、そういうものを率直に出すこと。三番目には、オリジナルな作品であること。この三つなんですね。今でも、それをずっと守っています。何と、その年に二科の会員に推挙されたんですね。父から言われた、年を取るとわかるということが、自分自身、今そういうふうになると、本当にどんなにすばらしく大事なことなのか、よくわかります。

皆さんもご存じのとおり、北区は教育先進都市を目指し、その教育目標を実現するために、先ほど森下先生もまなび・ささえ・つなぐ、その三つの視点を上げました。そして、五つの柱の一つに、生涯学習の振興を取り上げています。生涯学習の振興を図っていくためには、幾つになっても学ぶ気持ちは大切だということです。また、本物に触れる機会をできるだけつくり、子どもに意欲を持たせる、それはとても大事だと思っています。そして、そういう状況を支える環境づくりが重要なポイントになります。一人ひとりが生きる目標を持っていくために、多様な世界の学習の場を提供していく、実現していくことが大切だと思っています。このように生涯にわたって、みずから主体的に学んでいこうとする姿勢を一人でも多くの人に広げていくこと。学びのつながりの輪を北区全体に行き渡らせるような、そういう仕組みづくりを、ぜひ目指して行ってほしいなと、今回思いました。

個人的な意見も入っていて、大変申しわけないんですけども、そのように今回の施策に期待を込めております。よろしく願いいたします。

○依田政策経営部長

ありがとうございます。次に、加藤教育委員からお願いいたします。

○加藤委員

加藤でございます。私は町会長、あるいは青少年地区委員会の会長という立場、それと以前、体育指導員を18年ほどさせていただいた経験から、新しい組織に対する思いを述べさせていただきたいというふうに考えております。

まず、先ほども言いましたように、地区委員会につきましては青少年の健全育成ということで、活動方針を青少年問題協議会で練ったものを中心として、それぞれの地区委員会が活動方針というものを持って活動を続けております。ですから、全てが同じことをやるのではなくて、それぞれの地域が考え、また人材を育成しながらやってきておりました。

そういう中で、教育、子育てという部分を考えてみますと、やはり教育委員会に属す

る、また新たに属していくということは、一つは大変有意義だなというふうに思っております。ただ、非常に地域はそれぞれ同じことをするんじゃないくて、委託費をいただいた中で地域ふれあい事業とか、ファミリー事業みたいな、家族ふれあい事業、そういうものを考えながら事業を起こしていますし、また連合運動会のように幼児からお年寄りまで参加できるようなものも、その中にたくさん入っているということで、そういうものも人づくりの一つ、そしてふるさとづくりだと私は思っていますので、そういう意味でふるさとづくりを行うには、やっぱり人材の確保というものが当然必要になってくるだろうというふうに思っています。

そういう中で、教育委員会というのは、やはり私が入ってみて感じたのが、学校教育がやはり中心となります。その学校教育で支えているのが、家庭であり地域であるというふうに思っています。やはり地区委員会も構成員としてはPTAのお母さん方が子育てをしながら、それに参加してもらおうという人たちが非常に多いというふうに思っています。今、正直、委員さんの高齢化が進んでいます。私はこの教育委員会に入った中で、やはりより学校、PTAの人たちとの連携を強くして、各地区委員会にPTAの方の参加をより多くして、そして子育てしながら自分も育っていくというような形になればいいなというふうに考えていますので、子どもの未来、そして北区から育った子が、どこの地域に行っても、やはり自分たちのふるさとの行事というものを伝承して、北区に戻ってくればまたありがたいですけど、北区に戻らなくても、それぞれ自分たちが新たに行ったところで活躍をしてくれる、そんな人材を育てていければいいというふうに考えております。

また、スポーツのことにに関してですが、非常に体育指導員のときと違って、今のスポーツ推進員、まだまだ地域になじんでいない部分があります。そういう意味で、やはり地域振興部に移ったことにより、これを地域の中のスポーツ活動の推進役として、もっと前面に出てほしい。今までとまた違った分野を、そのスポーツ推進員の人たちに考えていただくと。新しいスポーツ推進員の分野を考えて、それから花川区長さんが言っている、長生きするなら北区が一番、やはり健康づくりとの連携、そういうものを保健所でもいいですし、またほかの分野と健康福祉、その他と連携しながら、いろいろと活動をして、お年寄りから、それこそ中年の運動不足の人たちの将来、健康を保てるような、そこに主眼を置いた活動を、ぜひしてほしいなど。この機会にやっていただければ、地域振興部に移った価値があるだろうと思いますし、オリンピックが2020に来ますけれど、そのときには、どなたでもスポーツをしながら自分たちの健康づくりの一環として、東京オリンピックを契機にして、自分たちを見直し、健康づくりをいかにしていくか。自分なりのオリンピックというものを楽しめるような方法を考えていただければいいのかなというふうに思っていますので、今回の組織改正については賛成したいというふうに考えております。

以上です。

○依田政策経営部長

ありがとうございました。区長から意見をお願いいたします。

○花川区長

ただいまの皆さんのご意見、ありがとうございます。組織改正を含めて、来年度の北区の教育について、さまざまなご意見をいただき、本当にありがとうございます。組織改正につきましては、今回の改正の後も就学前の教育、保育の充実や学歴との円滑な接続、生涯にわたる学びを支援する環境整備など、よりよい組織体制について、引き続き検討をしていく予定であります。

さて、次の議題についてであります。平成27年度から社会保障と税の一体改革の一つとして、子ども・子育て支援新制度がスタートしています。これは保護者が子育てについて、第一義的責任を有するという基本的考えのもとに、子育て分野を社会保障の一つに位置づけ、社会全体で子育てを支え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して始まった制度です。この制度も踏まえて、北区も子育て施策の一層の充実に現在も取り組んでいますが、新たな取り組みの一つとして、平成29年4月に北区立としては第一号となる認定こども園の開設を目指して、準備を始めています。認定こども園の開設について説明があります。その後、皆様方、意見交換をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○依田政策経営部長

それでは、ただいま区長の話にもありましたとおり、会議事項の(2)認定こども園についてに入りたいと存じます。初めに、田草川教育委員会事務局次長より説明をお願いいたします。

○田草川教育委員会事務局次長

それでは、お手元にやはり資料がございます。平成29年度にモデル開設する認定こども園についてをごらんいただければと思います。

初めに、資料にはないんですが、簡単に経緯だけ説明をさせていただきます。認定こども園につきましては、昨年、北区子ども・子育て会議におきまして、区立幼稚園の今後のあり方を検討する中で、区立幼稚園につきましては、この状況の中では縮減はやむを得ないんですが、それでもこれまでの実績を貴重な区民の財産と考え、これを継承していくべきと。そして、その方法として認定こども園への移行というものを検討すべきであるという方針が示されたところでございます。これを踏まえまして、本年3月に策定をいたしました北区基本計画2015、並びに北区教育ビジョン2015において、それぞれ平成29年度に区立認定こども園をモデル設置ということで計画化をさせていただいたところでございます。そして、今お手元の資料の冒頭でございますとおり、この建設に向けまして、現在学識経験者と関係職員で構成する、東京都北区認定こども園検討委員会におきまして、具体的な整備方法等について検討を行っております。本日は、これまでに整理のできた内容について、ご説明をさせていただきます。

初めに、1の開設の具体的な場所でございますが、さくらだ幼稚園の場所、すなわちさくらだ幼稚園を認定こども園へ移行するという形で考えております。区立の幼稚園は全部で今6園ございますが、認定こども園とする園を選定するに当たりましては、今回の区立の認定こども園が、区として初めて設置する試行としてのモデル園であり、今後

の一定のスタンダード、基準となるであろうということを、まず念頭に置きました。そして、就学前の教育、保育の質的な向上、保育所や幼稚園に通っていない未就学の子どもを持つ保護者への支援等も図ることのできる、まさに就学前教育、保育の拠点になること。そして、ハード面の整備が可能であること。そして、さらには保育所待機児の解消につながるようなことを総合的に勘案いたしまして、その結果、さくらだ幼稚園を認定こども園にするという形でまとめさせていただいたところでございます。資料、四角の中に現在のさくらだ幼稚園の現況をお示しさせていただいております。

次に、2の実施の内容等でございます。開園時間、これは区立の保育所開園時間等を考慮いたしまして、午前7時15分から午後6時15までということで予定をしております。

下の対象歳児、そして認定こども園の形態、学級数等でございますが、現在の区立幼稚園の部分を一定規模確保しつつ、待機児の解消にもつなげることを目指しました結果、3歳から5歳を対象の歳児といたしました。形態は幼保連携型、すなわち幼稚園、保育所、双方の施設基準等に適合する施設をここにつくるという形を考えております。そして、幼稚園に該当する1号認定の子どもにつきましては、4歳児と5歳児、これは今の幼稚園と同じでございますが、保育所に該当する2号認定子どもにつきましては、3歳児、4歳児、5歳児とさせていただくということです。これによりまして、学級編制でございますけれども、3歳児が2号認定の子どものみという形で1学級、4歳児、5歳児につきましては、1号認定の子ども、2号認定の子どもをあわせまして、それぞれ2学級ずつという形で考えているところでございます。

裏面で、給食の提供になりますけれども、既存の幼稚園が認定こども園に移行するための大きな課題の一つに、給食の提供がございます。新たに給食の調理室を設けることは、子どもたちの活動スペースを圧迫することや、経費の大きな負担になります。3歳以上の幼児については、給食の外部搬入が認められておりますけれども、加熱保存のための設備を設けることや、配膳等の作業スペースの確保は、またさらに必要となっております。

また、幼児の給食は個々の体調に応じたきめ細かな対応も必要と言われておりまして、そこで現状より学級数が増える中で、子どもたちの活動場所を十分に確保するために、近隣の区立保育園で調理した給食を運んで提供するという形を、今考えているところでございます。実際には、そこに名称が上がっておりますが、桜田つぼみ保育園について、今現在提供していただくような形を考えているところでございます。

職員の配置です。こちらにつきましては、まず法的な規定では、幼保連携型の認定こども園において、子どもたちを教育、保育する職員、これは職制としては保育教諭という形で位置づけがなされております。これは、経過措置がございますが、幼稚園の教諭と保育士の資格をあわせ持っている保育教諭が基本的には行うという形になりますが、現在、特別区におきましては、人事の関係を所管するのは特別区人事・厚生事務組合というところなんですけれども、そちらで保育教諭に関する給料等の規定が、まだ整備がなされておられません。このため、現在23区で既に認定こども園を実施しているところがあるわけなんですけれども、そちらの例を見ますと、保育教諭や、また保育士の兼職ですとか、それから派遣といったような形で、今現在認定こども園を運営しているという

ことをごさいます、この形ですと、同じ職場で同じ職務をこなしていても、その処遇等に格差が生じてまいるというような課題がここには残ってまいります。そこで、この特別区の人事・厚生事務組合やらに対しまして、規定の速やかな整備をお願いしているところをごさいます、制度移行の過渡期のため、もうちょっと時間がかかるのではないかなというところをごさいます。本来であれば新たに設置する区立認定こども園には、区立の幼稚園及び区立保育所において実績を踏んだ幼稚園の教諭、もしくは保育士を必要数配置すべきというふうには考えているところではごさいますけれども、このような制度が、まだきちんとされていないといったことも踏まえまして、初めには区立認定こども園は基本的には幼稚園教諭を中心に配置いたしまして、それで対応をさせていただきたいということで、今のところ考えているところをごさいます。

7、その他をごさいます、今のような大まかなアウトラインをもとにいたしまして、現在開設に向けて必要な準備や具体的な運営方法を、実務担当者を中心として検討をしているところをごさいます。

説明は以上をごさいます。よろしくご協議賜りますよう、お願い申し上げます。

○依田政策経営部長

ただいまの説明につきまして、何かご質問はごさいますでしょうか。

○檜垣委員

檜垣昌子でございます。ご説明ありがとうございます。わかる範囲で結構なんですが、開園の日数と、それからもう一つ、保護者の費用負担について、概要がわかれば教えていただきたいと思えます。

○田草川教育委員会事務局次長

では、私のほうからご説明させていただきます。初めに、開園の日数でございますが、今回は第2号認定のお子さん、いわゆる今までですと保育所に該当しているお子さんがなりますので、保育所と同じ開設、ですので、基本的には日曜日、祭日を除く毎日。そして、年末年始にやはり休みをとらせていただくという形で考えております。

なお、1号認定のお子さんにつきましては、幼稚園と同じでございますので、こども園そのものはやっておりますけれども、こちらにつきましては、やはり幼稚園と同様に夏休み等も配慮していきたいというふうに考えております。冬休みで、長期休養というものも考えてございます。

それから、保育料でございますけれども、こちらは2号認定につきましては保育所の保育料と同様な形で考えております。そして、1号認定につきましては幼稚園の保育料と同じということをごさいますけれども、若干細かな点で違いが出てくる可能性がごさいます。例えば、PTAの会費ですとか、その辺につきましては、ちょっとまだはつきりしたところは決まっておりませんので、基本的な考え方は1号は幼稚園と一緒に、そして2号は保育所と一緒に。開設につきましては、基本的には保育所と一緒にございますけれども、1号につきましては長期休業もあるということをごさいます。

以上でございます。

○檜垣委員

ありがとうございます。

○依田政策経営部長

それでは、意見交換をお願いしたいと思っております。初めに、嶋谷教育委員からお願いいたします。

○嶋谷委員

嶋谷でございます。先ほどは認定こども園の設置についてのご説明をいただきました。ありがとうございました。この認定こども園が、子ども・子育て3法が成立したことにより、新たな子ども・子育て支援制度の一つとして位置づけられたと理解しております。

この制度の主なメリットとして挙げられていることは、第一に全ての子どもに充実した教育、保育を受けさせることができること。2点目として、親の就労にかかわらず利用可能なこと、3点目として、育児不安の大きい在宅の子育て家庭への支援を含む、地域子育て支援が充実すること。4点目として、待機児童解消に寄与するという点などが挙げられております。どれも急速に少子化が進行している現在の社会情勢の中で、子育てをしていく上ではとても大切な制度ができたと思っております。

北区においては、28年度の区立幼稚園の園児募集に際して、ほりふな幼稚園は応募園児数が11人以上の学級編制基準に満たなかったため、28年度の4歳児の学級編制は行わないで、29年3月の年長クラスの修了式をもって休園となるという報告を教育委員会で受けました。平成29年度に現在のさくらだ幼稚園の場所に、幼保連携型認定こども園をモデル設置する方向で検討されているということですが、ぜひ区立幼稚園のこれまでの実績を継承して、就学前教育の充実を図り、さらには保育園待機児の解消にも貢献していただきたいと思っております。新しい仕組みを動かしていくには、さまざまな課題を解決しなくてはならないと思いますが、ぜひ課題を一つ一つ解決して、開設を実現していただきたいと考えております。

以上でございます。

○依田政策経営部長

ありがとうございます。次に、檜垣教育委員からお願いいたします。

○檜垣委員

檜垣でございます。ただいま嶋谷委員からお話がありましたように、新たな仕組みとしての認定こども園の設置につきましては、私も大いに期待するところであります。公立だけでなく、私立も含めた認定こども園の基準としてのモデル設置としての役割。そして、就学前教育のモデルの拠点という位置づけなど、求められる役割はかなりのものになると認識しております。そうは言いましても、施設の現状からいたしますと、今後、他の全ての区立幼稚園に認定こども園を設置していくことは難しいのではないかと考えております。

そこで、私の考えといたしましては、まず今回の認定こども園の実施状況を十分検証し、運営方法や施設のあり方などについて、しっかりと整備していただきたいと思えます。その上で、今後新たに学校改築等が必要な施設が出てきた場合に、可能であるならば、その施設の中に認定こども園の設置も検討していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

さらには、これはもう少し大きな話になりますが、区立幼稚園がこれまで築いてまいりました、さまざまな有形、無形の財産を継承、発展させるとともに、就学前から小学校、中学校まで、一貫した教育を実践していく場として、小中一貫校にも認定こども園の設置の検討をしていただければと考えております。区の基本計画との整合性を図っていく必要があるのは十分に承知しておりますが、子どもの活動に十分な施設環境の整備、それに伴う敷地の確保等が必要になるかと思っておりますが、可能であればと思ひ、申し上げました。

私の希望は以上です。よろしくお願ひいたします。

○依田政策経営部長

ありがとうございました。それでは、補足を田草川次長の方から1件、差し上げます。

○田草川教育委員会事務局次長

今のご意見として受けとめさせていただいて、今後の検証の中で十分配慮をさせていただければと思ひます。先ほどのご説明で、すみません、幼稚園の経費の関係でございますが、現在の幼稚園は給食を提供しておりませんが、認定こども園は給食を提供いたします。ですので、保育料に給食代がかかるということが1点ございます。あと幼稚園では今現在、保育料とは別に教材費を集めております。これを保育所の部分についてもどうするかというのが認定こども園については、まだ検討の段階でございますが、その辺についても今後、よく詰めていきたいというふうに考えております。先ほどの保育所につきましても補足とさせていただきます。

以上でございます。

○依田政策経営部長

それでは、区長から意見をお願ひいたします。

○花川区長

認定こども園の開設に関して、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。現在も29年度開設に向け、さまざまな検討もしているところですので、本日いただいたご意見も参考に、十分な準備をして、平成29年度開設を目指してまいります。また、開設後におきましても、さまざまな角度から検証を行い、必要な改善も図りながら運営し、区立だけでなく私立も含めたモデル的なものとなるように位置づけていく考えです。

本日いただいたような今後のこの展開についてのご提案につきましては、教育委員会とも十分協議をさせていただきながら、検討をしてまいりたいと思ひます。

○依田政策経営部長

ありがとうございます。そのほか、皆様から何かご意見等はございますでしょうか。

○森下委員

森下でございます。先ほどの組織改正の新旧対照表の中と、それからその前のページの説明に関連するんですけども、今回の改正でスポーツに関する事項が地域振興部のほうに移りました。スポーツ推進課、東京オリンピック・パラリンピック担当課長等のところですけども、それでその前の資料の方につきましては、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）というふうに括弧書きがついてございます。今までも非常にこの東京オリンピック・パラリンピック担当課とスポーツ推進課のほうで、各学校等におけるアスリートの派遣だとか、それからスポーツ推進校等の設置ということで、非常に子どもたちの体力面における貢献は大きいと思うんですね。それでも、体力的にはまだまだ劣っているというところですので、この内容につきまして、ぜひともこれは除くということがありますが、そうすると教育振興部の中で、どのように中身をされるのか、それとも従来のオリンピック・パラリンピックの方でも、それに関しては補助的にまた子どもの学校に対してなさってくださるのか、そのあたりについて、ぜひ大切にと言いましょうか、大切にしていきたいというのが要望です。特にどこでどんなふうにということは今回、特に私は問いませんが、ぜひ子どもたちのスポーツに関するということということで、大切にしてほしいという要望を述べさせていただきました。

○依田政策経営部長

どうもありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○依田政策経営部長

ありがとうございます。会議事項については、以上で終わらせていただきたいと存じます。

次に(3)その他でございます。まず、事務局から今後の日程等について、お願いいたします。

○登利谷教育政策課長（参事）

事務局です。平成27年度の総合教育会議につきましては、緊急に開催が必要な事態が発生した場合を除きまして、本日の第3回をもって終了とさせていただきます。来年度につきましては、年2回の開催を予定しております。日程が決まりましたらお知らせいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○依田政策経営部長

ただいまの件、含めまして、皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

○依田政策経営部長

ないようでしたらば、花川区長から閉会の挨拶をお願いいたします。

○花川区長

本日は第3回の総合教育会議ということでしたが、平成28年度の教育委員会の体制等について、また認定こども園について、ご議論いただくことができました。今年度は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、今回が最後となりますが、来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○依田政策経営部長

以上で、本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。